

分野	都市整備	施策	住宅	
分野計画名称	住宅マスタープラン		行政経営戦略 参照ページ	P55
施策の展開（大項目）	1 住宅の質の向上による住みたいまちの実現			
中項目	1 住宅の質の向上		分野計画参照ページ	P41
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績	分析・考察		
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・長期優良住宅認定制度、住宅性能表示制度などのチラシを窓口へ配架するとともに、市のホームページに大阪府のホームページで同制度について掲載しているページのリンクを掲載した。	・引き続き、同制度の普及に向け、ホームページLINE配信や広報誌等を活用し啓発を図っていく		
中項目	2 住みやすく、美しい住宅とまちの形成		分野計画参照ページ	P42
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績	分析・考察		
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・市開発協議基準による開発協議29件(前年度比±0件)、都市計画法開発許可10件(前年度比+1件)に対し協議・指導した。	・引き続き、開発協議基準に基づく開発協議及び都市計画法に基づく開発許可の協議・指導を適切に進める。		
中項目	3 低炭素社会に貢献する住宅とまちの形成		分野計画参照ページ	P43
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績	分析・考察		
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・住宅の省エネルギー化の誘導について、大阪府と連携して窓口チラシ配架及び市ホームページで大阪府ホームページのリンクを掲載した。	・大阪府と連携して引き続き、ホームページ等を活用することで住宅の省エネルギー化の促進を図っていく。		
温暖化対策事業 環境政策課	・「未来守る！エネルギー日記」を紙媒体とホームページからダウンロード可能な電子媒体で実施するとともに、市主催イベントでの周知活動を行い、332世帯(前年度比-42世帯)が取り組んだ。 ・グリーンカーテンコンテストを実施し、個人27点、団体・事業者7点の計34点(前年度比-8点)の応募があった。	・市主催イベント等を通じて周知活動を行ったが、全体的には昨年度に比べ減少した。今後もより幅広い世帯に取り組んでもらえるよう、取組内容や周知方法の見直しを検討する。 ・グリーンカーテンコンテストについては、不作により、取り組んだが応募できなかったとの声もあった。応募者の裾野を広げるため引き続き、広報紙やホームページ等を通じ周知していく。		

分野	都市整備	施策	住宅	
分野計画名称	住宅マスタープラン		行政経営戦略 参照ページ	P55

施策の展開（大項目）	2 安全・安心の確保による住み続けられるまちの実現					
KPI (指標)	民間住宅の耐震診断件数（累計）					
	推移の方向性	基準値	令和04年度 結果	令和05年度 結果	令和06年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加	199件	233件	242件	247件	267件
KPI (指標)	空家等への指導、助言回数					
	推移の方向性	基準値	令和04年度 結果	令和05年度 結果	令和06年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加抑制	10件/年	20件/年	21件/年	34件/年	10件/年

中項目	1 安全・安心な住宅の確保と支援		分野計画参照ページ	P45
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績		分析・考察	
震災対策推進事業 建築課	・耐震診断5件(前年度比-4件)、耐震改修1件(前年度比-1件)、除却7件(前年度比+5件)、ブロック塀撤去3件(前年度比-1件)に係る費用の補助を実施した。 ・固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。 ・市役所で啓発パネル展を実施した。 ・NPO法人主催の住宅耐震化の個別相談会を市役所で実施した。		・平成30年大阪北部地震以降、所有者からの相談、補助申請ともに多く耐震意識の変化がみられていたが、年数が経過し低調である。 ・R6能登半島地震の発災を踏まえ、記憶が薄れる前に、住宅耐震化の必要性の啓発を、大阪府等と連携した実施が必要である。	
特定空家対策事務事業 建築課	・空家に対する管理促進助言等を34件(前年度比+25件)に実施し、13件が改善された。 ・特定空家等認定通知及び指導1件。 ・広報紙で空き家の適正管理・利活用等の相談機会について情報発信するとともに、固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。		・平成30年大阪北部地震以降、空き家の通報・相談が多くなっている。 ・所有者連絡により改善につながる事例が多くみられるが、解決に相当の時間を要することもあり、引き続き改善を促す文書送付を実施する必要がある。 ・所有者不明問題では相続登記義務化の法改正が実施されたことから、動向を注視していく必要がある。	
開発指導・確認経由事務事業 建築課	・近隣住民通報の空家法の対象とならない一部空き家の長屋2棟に対して、建築基準法第8条違反として大阪府へ通報し、適正な建築物の維持管理するように促した。		・引き続き、空き家所有者の適正管理意識の維持・向上、不動産事業者の相談機会について周知啓発していく必要がある。 ・空家法では全戸空き家の長屋が対象であり、一部空き家の長屋は対象外のため、引き続き、法改正について大阪府を通じ国へ要望する。	
住宅環境整備事業 建築課	・令和6年7月に住宅マスタープランを改定し、目標値の見直しを行った。 ・令和6年7月に空家等対策計画を改定した。		・令和6年7月に住宅マスタープランを改定、計画策定当初の目標である耐震診断件数220件は達成しており、新たに耐震診断件数380件の目標を設けた。 ・令和5年12月に空家法が改定され、法改正内容を踏まえるとともに、住宅マスタープランとの一体化を図ることとし、令和6年7月に空家等対策計画を改定。計画策定当初の目標である空家への助言・指導回数10件/年は超えたが、引き続き10件/年の目標とした。	

中項目	2 多様なニーズに対応した住宅の確保と支援	分野計画参照ページ	P46
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績	分析・考察	
多世代同居・近居支援事業 建築課	・補助実績は、住宅取得18件(前年度比-20件)、転居7件(前年度比-13件)、住宅リフォーム補助3件(前年度比-1件)の補助を実施した。 ・制度周知をホームページに継続して掲載した。 ・転入者向けチラシを市民課で配布した。	・ホームページ及び市民課配布のチラシでの周知が有効であり、引き続き制度周知を実施する。	
一般事務事業 建築課	・住宅確保要配慮者の住宅の確保と支援では、主に民間賃貸住宅の活用にあたり、ホームページで大阪府のOsakaあんしん住まい推進協議会(居住支援協議会)の支援制度情報等を発信した。 ・高齢者など住宅セーフティネットでは、大阪府、市の福祉部門等関係課及び居住支援事業者等が会員となる居住支援協議会で情報を共有した。	・住宅セーフティネット法が令和6年5月に改正されたことに伴い、居住支援協議会、福祉部局及び建設部局が連携して多様なニーズに対応した住宅の支援をすすめていく必要があるが、課題が多く引き続き整理していく必要がある。	
高齢者日常生活支援事業 高齢介護課	○住まいの確保に関する支援 ・高齢者世帯を対象に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成した。 ■支給件数：延べ243件(前年度比+6件) ■助成額：27,274,900円(前年度比-1,035,300円) ・広報せつつ4月号で家賃助成制度について周知し、7月までに7件の新規申請があり、全件支給決定した。 ・居住支援協議会に構成員として参画したほか、北摂3市で構成される居住支援協議会で意見交換を行った。 ・居住支援協議会の後方支援として、協議会開催のため関係機関との連絡調整を行った。	○住まいの確保に関する支援 ・低所得者の高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成制度について、高齢者のための福祉サービスの冊子、高齢者のための住まいのパンフレット、広報紙への掲載のほか、ライフサポーターを通じた案内による周知を行う。 ・引き続き、居住支援協議会の取組等に対する民間賃貸事業者や家主への理解を広げ、住宅確保要配慮者への効果的な支援につなげるため、建築部門との連携を強化する必要がある。	
市営住宅管理事業 資産活用課	・火災により住宅を喪失した被災者(2世帯)に、緊急避難措置として、政策空家の一時使用を許可した。	・限られた市営住宅ストックの有効活用により、個別事情に応じた住宅確保の支援を進めていく。	

分野	都市整備	施策	住宅	
分野計画名称	住宅マスタープラン		行政経営戦略 参照ページ	P55
施策の展開（大項目）	3 協働による人のつながりの形成とまち育て			
中項目	2 各種情報提供の充実		分野計画参照ページ	P50
関連する主な事業	令和06年度 の取組実績		分析・考察	
開発指導・確認経由事務事業 建築課	・開発協議の際、窓口において、開発業者の代理人へ自治会加入について協議を促し、啓発を行った。		・市開発協議基準による開発協議29件、都市計画法に基づく32条協議10件において、関係課との協議を行う際に自治会加入について啓発を行っている。	